

第50号議案

教育財産の取得の申出について

上記の議案を提出します。

令和3年（2021年）12月17日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

桃園第二小学校の教育環境の充実を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、教育財産の取得について申し出る必要がある。

教育財産の取得の申出について

桃園第二小学校の教育環境の充実を図るため、下記の土地について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第28条第2項の規定に基づき、教育財産として取得することを申し出る。

記

1 事業用地の施設名

中野区立桃園第二小学校

2 選定対象地

(1) 所在地等

ア 所在 中野区中野六丁目15番13

地目 宅地

地積 332.8㎡

イ 所在 中野区中野六丁目15番14

地目 公衆用道路

地積 9.74㎡

(2) 用途地域等

第一種低層住居専用地域

容積率 150%、建ぺい率 60%

(3) 所有権者以外の権利関係の有無

なし

3 取得予定地の公図

